

千葉県印旛地方の社日信仰

梅原達治

はじめに

筆者は前稿（梅原3）において、五神号＝五角柱型地神塔の関東地方における分布状況から、その伝播類型の一つを想定した。すなわち、それらが大江匡弼著『神仙靈章春秋社日醮儀』（一七八一年序、以下『醮儀』と略す）の示す様式にもとづいて造立されたものとするならば、（梅原1、2）そのような書籍を入手し、その教義を理解しうる人物と、その教義を一般の農民に示し、造塔や祭儀を実施させ得る影響力をもつた人物の存在を考え、それらの人物がそれぞれの役割りを果すことにより、醮儀の示す造塔がおこなわれるようになったと推定した。この推定の背景には、阿波藩主松平（蜂須賀）治昭が徳島城下富田八幡宮の祠官早雲古宝の進言によって、領内各村浦に地神塔を造立するように布告したという事跡があり、それを一般化した機序を考えたにすぎない。そして、埼玉県児玉郡児玉町を中心とした地域に分布している一九基の社日塔も、そのような過程によって造立されたものと推定したが、それに関与した人物を見出すことはできなかつた。いうまでもないが、『醮儀』に着目することと、祭儀を実行させるという二つの役割りが、かならずしも別個の人物によつ

て果されたとは限らない。

ここで『醜儀』の示す儀軌によって造立されたと思われる五神号^ノ五角柱型の地神塔などを、醜儀型と呼ぶことにする。さて、千葉県四街道市上野・上野神社境内に醜儀型地神塔があることは報じられているが、(平野、一九四頁、四〇頁、図一三四)これは単独に存在しているのではない。したがって、これを同地周辺の旧佐倉藩内に分布している社日塔の一つとして捉えれば、その造立の状況などの推定が容易になると思われる。つまり、同地域にみられる他塔の由緒などをこれらの中のものにあてはめることは、まったくの仮定による推定よりは説得力をもち得るからである。そのような予想のもとに、今までに知り得た材料をもとに、この地方の地神塔の造立時の状況などの復原を試みることとした。いうまでもなく、このような作業は、地元におけるより具体的、より詳細な検討の一礎石なることを念じつつおこなうものであり、決定的な結論を提示するものではない。

なお文献の引用に際して明らかに誤植と思われるものは修正してある。

一、千葉県内の社日信仰

関東平野の地神信仰は、春秋の社日にその年の豊作を祈念し、また感謝する祭儀をおこなうもので、ひろく年中行事に組み込まれている。しかし、現在の千葉県の民俗誌には、「地神」や「社日」の記載はあまり見られず、筆者の管見には『千葉大百科事典』の「社日参り」(高崎2、四一一页)と『関東の歳時習俗』および『日本の民俗』の「社日」(高崎1、二〇四頁、高橋、他、二二八頁)の記述があるだけである。そこでは社日に石の鳥居をくぐって宮参りをする行事について述べてあり、農耕と結びつく信仰の具体的な記載はなく、鳥居との関連からか、『房総志料続篇』の望陀郡の三カ村^(二)の習俗の記述(田丸、四六四頁)が引用されている。『房総志料続篇』には夷隅郡万喜城の麓の妙見祠の秋社の記述がみられる

千葉県印旛地方の社日信仰



写真1 天照皇太神碑、千葉県印旛郡富里町新橋、麻賀多神社境内（同町教育委員会撮影）

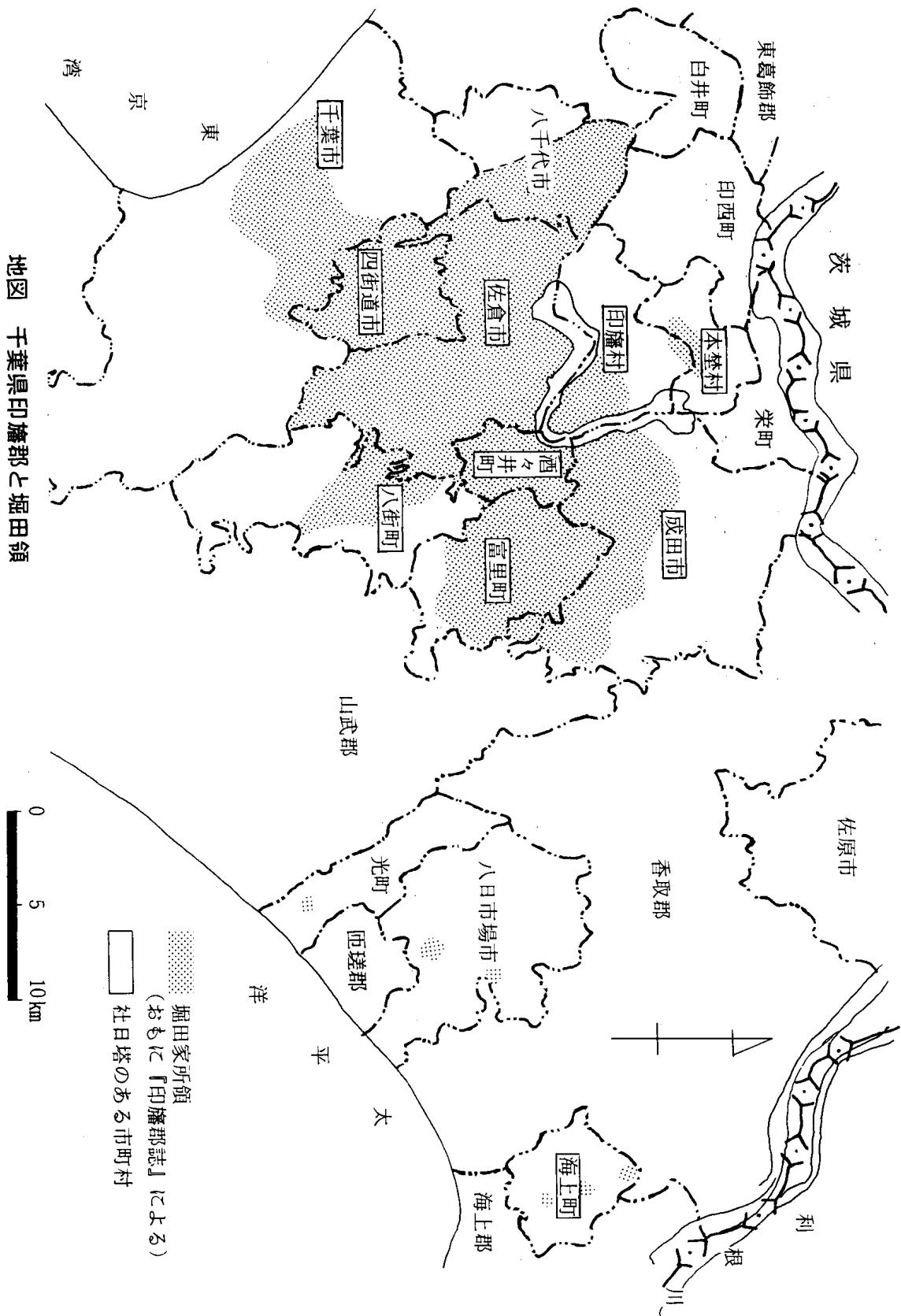
が、この秋社が秋分に近い戊の日の社日を指しているかどうか疑問の余地は残されている。

『南総珍』（渡辺、八四一～二、八八四頁）も社日祭について述べているが、その社日は、現在われわれが一般に考えているものであり、神輿行事を含む秋社⁽¹⁾の祭りの俗化を指摘している。『房総志料』が長柄郡岩井村（現・長生郡睦沢町岩井）の秋社の神輿行事について「式甚嚴重」と記しているものと比較すると興味深い。『南総珍』の著者、渡辺寛は『房総志料』の著者、中村国香の孫であり、夷隅郡部田村（現・岬町部田）に育っており、同地方の状況を記した可能性がある。

さて、これ以外の文献上知り得た社日に関する資料は、海上郡海上町の「田ノ神祭り」の習俗と、四街道市の上野の地神塔の存在であった。しかし、前稿でも触れたように、『千葉県印旛郡誌』（今後、他郡誌をも含めて、千葉県を省略する。編集者名でも千葉県を略す）の神社の項には社日に祭る石祠の記載が散見される。（神社略誌参照）たとえば、現在は成田市に属する公津村台方村字武藏の無格社五社神について「天照太神少彦名命大己貴神倉稻魂命埴安媛命を祭る……社殿は石宮にして五方面三寸……」と記し（印旛郡、後一三四二頁）、それが醜儀型地神塔であることを推定させる。また、佐倉市史（編さん主任であった故篠丸頼彦氏は同市内の五社さまに注目され、春秋の社日には五穀豊熟を祈る祭りが醜儀型地神塔の前でおこなわれる習俗に着目され、資料を収集させていた。（押尾氏による）

このような状況で、千葉県、あるいは房総地方に

梅原達治



おける印旛地方の民俗学上の位置などまったく不明ではあるが、印旛地方の地神信仰の由来を堀田氏の統治を中心にして考察を進めることとする。

注

一 『千葉県民俗地図』は地鎮（地神）様が屋敷神として太平洋岸の鴨川、勝浦そして富津市に分布し、また地神が路傍の神仏として松戸市にあることを述べているが詳細は不明である。（千葉県民俗文化財、六、四五頁）

二 『君津郡誌』は同郡平岡村三箇の神社として、八坂神社と御靈

神社（ともに村社）をあげている。そして両社とも九月一日を例祭としている。（君津郡、九、六八頁）なお、平岡村野里は六給であり、そのなかに堀田（二一九石余）の名があげられている。（君津郡、一一七二頁）

三 『房総志料続篇』と『南總珍』のとりあげている祭礼はすべて秋社である。

二、佐倉藩

現在までに知り得た社日塔のおおよその分布を地図に示すが、その一例を除いて佐倉領内に限られている。これは観察によるもののほかに、私信および諸文献の記載を含めている。文献のうち中心をなすものは『印旛郡誌』であり、そのうちの八基のものが領主堀田氏の関与に触れている。

一五九〇年、家康の関東移封以来、関八州は將軍家のお膝元で、幕府の直轄地のほか徳川一門・親藩・譜代大名に分割され徳川氏を支える柱となり、いわゆる雄藩大藩はみられなかった。（小笠原、他、一五二頁）一五九八年には、現在の千葉県にほぼ該当する房総三國には一八名の大名が配置されており、そこで最高の石高を誇ったのは結城（現・茨城県）の結城秀康の一〇・一万石であり、大多喜の本多忠勝の一〇万石がそれに続いていた。幕末期の一八六九年には二三名の大名があり、佐倉の堀田正倫の一一万石が最高であり、古河（現・茨城県）の土井利与の八万石がこれに次いでいた。佐倉藩は一六九〇年、家康の関東移封にさいして三浦義次が一万石をあてがわれて入部したのにはじまつたが、一六〇七年の小



写真2 地神塔、四街道市内黒田、熊野
神社境内 (同市教育委員会撮影)

所領は下総国六郡、上総国一郡、常陸国三郡、近江国二郡からなっており、下総国印旛郡が城の所在地として中核をなしていた。しかし、このことは各郡一円を支配していたことを意味するのではなく、所領が四カ国一二郡にあつたということを意味している。(小笠原、他、一五四〇七頁) 堀田氏の所領を現在確実に把握するにはいたってはいないが、一〇〇一万石の大名として佐倉城を核とする印旛郡を中心としていたといふことはいえよう。『印旛郡誌』によれば、郡内の社日塔と思われるもののほとんどすべてのものは堀田氏の所領内にあるといえる。堀田氏と佐倉藩との関係については次項においてさらに詳細に触れるところにするが、一七四五五年老中になった正亮が、翌四六年佐倉に移封され、その後幕末にいたるまで堀田氏六代が佐倉領主であり、その時期に『醜儀』の出版があり、その封土内に醜儀型社日塔の造立がおこなわれたことをとりあえず述べておこう。さらに『郡誌』には現・印旛村内の六合村平賀村字宮前鎮座の村社宗像神社の境内社、

笠原吉次の入部以降、一時的に幕府の直轄領となつたこともあるが譜代大名の城地に固定し、(表一参照) 川越、忍、岩槻などとともに、とくに老中の城地とされ、(小笠原、他、一五六頁) 古河、前橋、高崎とともに、その城主となることは、幕府の重要な役職に就く階梯のようにさえ考えられるに至り、それを目指す大名は、これらの城主となることを望んで、城主の交替は江戸時代を通じて激しくおこなわれた。(児玉、他、一二八頁) 一六二五年、佐倉藩主、老中土井利勝の一六二五年の石高は一四・二万石、

五社神社の由緒を「文化年中（一八〇四～一八）旧領主堀田殿より御達に付社日為祭五穀成就仕来候」と述べ、（印旛郡、後一三八九頁）造立に藩主が関与したことと示している。社日塔と推測されるものの由緒を不明としたものも多いが、このような付達を特定の地域だけに指示する理由が判明しないかぎり、領内くまなく布告がおこなわれたと考えるほうが合理的であり、他の地域の社日塔の造営にも同様の要因が働いたとみるべきであろう。また、さらに推測を重ねることになるが、現在みられる社日塔の状況から、堀田氏の布告は、社日の祭祀は『醮儀』に則しておこなうように指示したと考えられる。

現在、佐倉市内には一二基の社日塔が知られているが、徳島県阿南市内には一五三基の地神塔がある。（阿南市）この場合、市域の広狭や村落数を無視して、地神＝社日塔の塔数だけを比較することはあまり意味はないが、阿南市を含め、徳島県や兵庫県淡路島ではほとんどの村落に地神＝社日塔があるが、印旛地方の村落にはかならずしも社日塔が祀られていふとはいはず、社日塔のみられない集落は例外的ではなく、社日塔のある集落でも、その塔の存在が社日の祭祀とともに一般住民から忘れ去られているところもある。つまり、印旛地方における社日信仰は、徳島・淡路の地神＝社日信仰にして弱く、それにたいする意識は低いという印象は拭えない。その要因の一つに領民の置かれた状況があると考えられる。

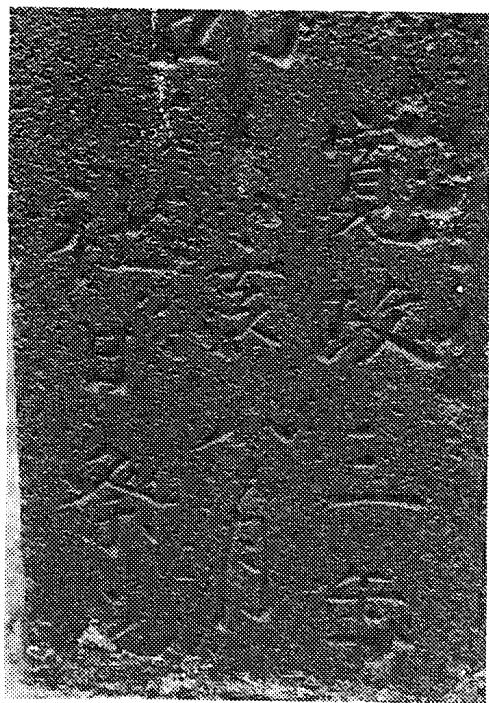
徳島県、つまり阿波国は蜂須賀家政が入国した一五八五年以来、また淡路国は一六一五年の加増以降、一八六九年の版籍奉還にいたるまで連綿として同氏の阿淡両国支配は続いている。治昭が地神祭祀の布告を発した年を一七九〇年とすれば、それまで同氏と領民の関係はやく一八〇〇年から一〇〇〇年の年月が経過しており、兩者間には強い紐帯が形成されていたことが想像される。これにたいして、関東一円の采地の状況は「碁石まじり」というような言葉で示されていたように、支配地はたがいに入りこんでいた。一六一四年、安房の里見氏が伯耆国に移された後の房総はその一典型をなしていたといふ。（小笠原、他、一五九頁）幕末期の印旛地方の堀田領は印旛郡を中心に千葉郡に及んでいた。^(二)なお、さきに土井氏の

梅原達治

表一 旧領主石高

千葉郡 (現・千葉市内)		佐倉領 (印旛郡、後、六二一~二頁)	大山村 二〇三・五四六
更科村 (千葉郡、五三貢)		東吉倉村 一〇〇・五四七	
北部 堀田氏 二七〇・四八九九		駒井野村 三六二・九三三	
南部 戸田氏 一七九五・五三四二		角田村 一二九・一四六七	
川上村 (現・八街町内) (印旛郡、前、三三二~二頁)		稻葉領 中根村の内辺田前 三一九・三一	四八七・三九二
堀田領 大谷流村 小谷流村 根古谷村 用草村 岡田村		笠神村 龍腹寺村 荒野村 物木村 滝村	中根村の内辺田前 三一九・三一
一九四・一一四 九一・四五六 二九五・四七 三六六・一〇一 六五・二三		九九八余 二三五・一八 三〇〇余 一九二余 九〇余	九九八余 二三五・一八 三〇〇余 一九二余 九〇余
戸田領 勢田村 吉倉村 東吉田村 下砂村 上砂村		遠山村 (現・成田市内) 印旛郡 (旧埴生郡)	遠山村 (現・成田市内) 印旛郡 (旧埴生郡)
八〇 六〇余 二五〇余 二五三余 二四〇余		佐倉領 (印旛郡、後、九五一~二頁)	佐倉領 (印旛郡、後、九五一~二頁)
本郷村 (現・本塙村内)		横須賀村 (現・八日市場市内) (匝瑳郡、二〇頁)	横須賀村 (現・八日市場市内) (匝瑳郡、二〇頁)
馬場村 久米村 山ノ作村		篠田藤四郎支配所 堀田備中守領分 多田三八郎知行所 飯河善左衛門知行所 井上伊織知行所 大河内鎌藏知行所	篠田藤四郎支配所 堀田備中守領分 多田三八郎知行所 飯河善左衛門知行所 井上伊織知行所 大河内鎌藏知行所
八九・四〇一		一七五・三六二 二〇四・七六六 一七三・八八一 二四二・六八九 一六三・四四四	一七五・三六二 二〇四・七六六 一七三・八八一 二四二・六八九 一六三・四四四

千葉県印旛地方の社日信仰



a. 寛政3年(1791)銘



b. 天保6年(1835)銘

写真3 二紀年銘をもつ五穀祖
神塔、千葉県印旛郡八街
町大谷流（同町教育委員
会撮影）

石高について触れたとき、下総六郡と記しているが、一七八九年に郡の整理がおこなわれており、郡の数は減少し、以前の個々の郡域は現在のそれより狭いものもある。現在の印旛郡の東部はかつての埴生郡であり、堀田氏の所領はそこも含んでいた。佐倉城に近い地域はおおよそ堀田氏の領分にされていたが、周辺一部や飛地での支配地の交錯状況の一例を表一に示す。現在は八街町内に含まれる川上村では藩領・旗本領という言葉が使われている。それは表一の堀田領・戸田領に該当するが、その由来は、一七〇一年に遡る。同年佐倉城主戸田忠真の弟、戸田忠章が分家、河内および千葉、印旛合わせて二一か村七千石を賜わった。そのとき、前述の地区が含まれていたが、禄高が一万石に達していなかたため旗本として江戸に居を構えていたことによって、両者が区別して呼ばれるようになった。（八街町、三五貢）本郷村（現・本塙村内）内の堀田領は、その北辺をなすものであるが、その中根村一村は佐倉領と稻葉領に分割されている。飛地である匝瑳郡横須賀村（現一八日市場市内）は六名の領地に分割されている。ここには家数も記載されているが、一〇一軒中堀田家領分には五〇軒があり、石高、家数とも同家が約半数を占めている。（匝瑳郡、二〇貢）なお同書横須賀村の項には別の

記述もある。(匝瑳郡、二八二頁) このような地域では藩の布告がとくに強力でない場合に、周囲の村落に同様の習俗が存在することによる無言の強制がなく、その定着力は薄弱になろう。また藩主の交替も頻繁におこなわれ、領主にたいする帰属意識も薄かつたと思われる。

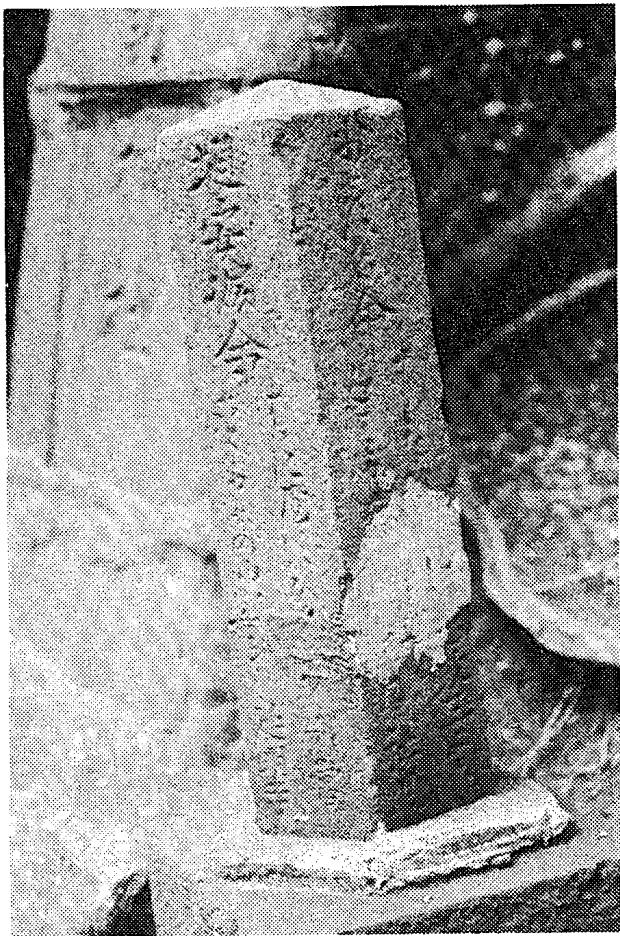


写真4 五社神社、千葉市都町諏訪神社境内（松村敬三氏撮影）

淡路島や備後福山藩の答書にみられるように、現在石塔が造立されている地域にもかつては木塔で代用されていた。(梅原2、六一、七三頁) 佐倉藩内においてもおそらく同様の事情にあつたと思われる。通り一辺の布告として藩の意向を受けていた村落は、やがてその祭祀を中止したのにたいして、社日行事を村民の信仰¹¹社会体系のなかに統合させた集落は木塔から石塔への建替えをおこなつたものと考えられる。八街町大谷流神明社境内の石塔には「寛政三年亥八月社日祭之」、「天保六年再建之大谷流村」と、また同町馬道向山林中の石塔に「寛政三年亥八月社日登之」、「天保十五辰年二月社日立之」と刻まれている。(八街町私信) (写真三)

これは一七九一年藩の布告により社日祭をおこなうようになり、一八三五年および四四年にそれぞれ現在の石塔を造立したと考えることができよう。石柱の造立は祭祀の定着を強力に支持するものであろうが、多くの記念碑や供養塔にまぎれて、その存在すら意識されていないところもある。

さきに述べたように、後期堀田氏の采地は印旛郡内に限られておらず、千葉郡内にも及んでいた。『千葉郡誌』にはいづれも現・千葉市内に五穀神社（更

科村下田字宮ノ後鎮座の大宮白幡神社および同村大井戸字沖ノ内鎮座の白幡神社の境内社）や五社神社（都村辺田字町田通鎮座の諏訪神社の境内社）などの記述がみられる。（千葉郡、七一六～七、七一九～一〇頁）これらは『印旛郡誌』にみられる五穀守護五社神社（酒々井町本佐倉村字根古谷鎮座の妙見神社境内）（印旛郡、後一一七五～六頁）と似た表現であり、社日塔の存在の可能性が示唆され、諏訪神社境内には醜儀型社日塔がみられる。（松村氏私信）

匝瑳郡には椿村、横須賀村、木戸村の三カ村に堀田領があつた。（印旛郡、前一三二四頁）現在八日市場市内にある椿村には堀田家領分のほか二名の知行所があり、横須賀村の状況は表一に示した。（匝瑳郡、一六、二〇頁）このような支配形態のもとでは領主の影響力は比較的薄弱であつたのか、また領主にその意図がなかつたのか、社日塔はみられない。（八日市場市私信）現光町内にある木戸村について『匝瑳郡誌』は堀田氏について触れていない。（匝瑳郡、二四頁）しかし、同町木戸字七割には木戸陣屋跡があり、「下総佐倉城主従四位下侍従兼備中守紀朝臣堀田正篤保」と記された棟札が残されている。幕府の命により佐倉藩が東海岸警備のため造つた陣屋である。（光町、四八二～三頁）このような状況では領主は同地の領民にたいして農民としてもつ関心は薄かつたと思われる。光町内にも社日塔はみられない。（光町私信）また香取郡佐原村（現、佐原市）の天狗党騒動に佐倉藩が出動、一八六四年から佐倉藩領になった。（角川、四一八～九頁）同地の佐倉藩支配は短期間であり、地神塔の有無は確めていない。

匝瑳郡の東側に位置する海上郡海上町内に三基の醜儀型田ノ神塔がある。（梅原2、六二～三、七二頁、図版IV）このうち、大間手、幾世の両村は椿海干拓によって造られた一八新村に属しており、長尾村とともに、一七四六年佐倉藩の領地になつたところである。（角川、九七、六〇九、七三四頁）大間手の塔には「寛政」（一七八九～一八〇一）の文字がみられ、見広の塔には「文政十一年八月吉日」（一八二八）の紀年銘があり、（嶋田1、二、七頁）印旛地方の造立年代とほぼ一致している。このような点から、同町内の醜儀型石塔の造立には領主堀田氏の関与が考えられる。しかし、堀田氏と直



写真5 盛土を取り去った五穀祖神塚、千葉県印旛郡八街町大関、若宮神社境内（同町教育委員会撮影）

接関係がない見広に醜儀型石塔があり、堀田氏の采地であつた長尾には醜儀型石塔はなく、やはり新村である高生とともに四角屋根付石祠が祀られている。（嶋田2、七、一三頁）この間の事情は不詳であるが、長尾は新村設置後も無住村であり、旧村からの通い作がおこなわれていた。（角川、六二九頁）このような時期に社日塔が造立される契機は少なかつたといえよう。同村は蛇園村を親村としていたが、同村にも田ノ神塔はみられる。見広の雷神社境内に醜儀型田ノ神塔がみられるが、強いてその要因を求めるならば、同社は長尾をも含む一三郷の産土神として崇敬護持されていた（嶋田1、二五頁）ことから、長尾に出作していた農民が醜儀型田ノ神塔造立の地として雷神社を選んだことが考えられる。海上町内には宮型石祠と醜儀型石塔のほかに清滝部落では蒿宮を毎年造つて田ノ神を祭祀している。服部重蔵氏は藁宮を田ノ神祭祀の古い形態とし、石祠は後年それに置き換えたものとして捉えておられるが、（服部、四七、四九頁）醜儀型石塔は堀田氏の関与がその一契機となつたものと考えられる。雷神社境内の醜儀型石塔の造立に、同神社の氏子が、大間手や幾世の祭祀形態を積極的に受容したとい

うことを否定する材料もない。長尾の宮型石祠の造立をも含めて、それぞれの住民がそれぞれの状況に応じて時代に適したと判断した様式を選択して、在来の祭祀体系に統合させていった結果が海上町の現状を示しているといえよう。

領主が『醸儀』に則して祭祀をおこなうように同一のことを求めたとしても、領民はそれぞれの状況に則して受けとめ、行動をおこし地域性をつくり出している。徳島県の北方では地神塔は雲板をもつ箱石の上に立てられるが、南方では雲板はみられない。埼玉県児玉地方の社日塔はさまざまの趣向を凝らしている。印旛地方の社日塔は一般に簡素であり、竿石と台石が一個の石材から丸彫りにされたものも多い。(写真六)また、塚の上に置かれたものもみられ、木の根本に添えられたようなものもみられる。(写真一)八街町大関、若宮神社境内の社日塔はかつては塚の上に置かれていたが現在盛土は除かれている。(押尾氏による)周囲にみられる石材は塚の構造を知る手掛りになるかも知れない。(写真五)海上町の大間手と幾世の田ノ神様には瑞垣が巡らされている。印旛地方の塔の垣についてはのちに触れる。

注

一 印旛地方としてとくに嚴重な定義は必要としない。印旛沼の周辺地域を指しているが、とくに問題となるのは後期堀田氏時代の佐倉藩領である。本稿で取り扱う海上郡の飛地は別にして、佐倉藩領は印旛郡内に限らず千葉郡内にまで及んでいた。

『印旛郡誌』が編纂されたころの印旛郡は、現在の佐倉市、成田市、四街道市を含む印旛郡下の八町村に該当している。なお、当時の阿蘇村は現在八千代市に編入されているが、本稿の内容と直接関係する事項は見当っていない。

三、堀田氏

前項では、堀田氏が譜代の大名として將軍家のお膝元である関八州に得た采地の状況を中心に社日祭祀の定着状況を考えてきた。

関東地方の知行主は幕府の政策によって「鉢植え」的に移封、転封がおこなわれ、領主はたんに年貢の納め先にすぎない

い「非領主」的性格の存在になった。しかし、このようなかで堀田家と佐倉藩の領民との関係は特殊なものであつたといえよう。このことは表二にみることができる。一六四二年から一六六〇年までの期間が前期、一七四六年から版籍奉還までが後期堀田氏といわれている。

前期と後期の系譜関係は系図に示す。さて、醸儀型地神塔が佐倉藩内に造立されたのは、いうまでもなく、『醸儀』の出版以降の事象であり、後期堀田氏の時代のことである。

日常的に移封、転封がおこなわれた関東地方において、堀田正亮が山形から佐倉に所替えになったことは、領民にとっても正亮にとっても日常的な移封以上の意味をもつものとして受けとめられたと思われる。それは前の堀田氏の時代に義人宗吾にまつわる一連の事跡があつたからである。佐倉宗吾郎などと呼ばれる人物を中心とする物語がまったく架空のものかどうかはここでは問題とする必要はない。ここでは一七四五年に正亮の移封にさしてこの事件は無視ができないこととして、宗吾が

表2 佐倉藩における大名配置の変遷

番号	大名名	在封期間	石高
1	三浦義次	天正18～	1590～
2	武田(松平)信吉	文禄元～慶長7	1592～1602 (10)
3	松平(越後)忠輝	慶長7～“8	1602～1603 (1)
	幕領	“8～“12	1603～1607 (4)
4	小笠原吉次	“12～“14	1607～1609 (2)
5	土井利勝	“15～寛永10	1610～1633 (23)
6	石川忠総	寛永10～“11	1633～1634 (1)
7	松平(形原)家信-康信	“12～“17	1635～1639 (4)
	幕領	“17～“19	1639～1642 (3)
8	堀田正盛-正信	“19～万治3	1642～1660 (18)
	幕領	万治3～寛永元	1660～1661 (1)
9	松平(大給)乗久	寛文元～延宝6	1661～1678 (17)
10	大久保忠朝	延宝6～貞享3	1678～1686 (8)
11	戸田忠昌-忠真	貞享3～元禄14	1686～1701 (15)
12	稻葉正往-正知	元禄14～享保8	1701～1723 (22)
13	松平(大給)乗邑-乗佑	享保8～延享3	1723～1746 (23)
14	堀田正亮-正倫	延享3～明治2	1746～1869 (123)

(小笠原、他、156頁)

原表に西暦紀年を付した。() 内は単に期間の終りの紀年と開始の紀年との差を示すものである。

民衆の中に活きていたことが重要なことである。その事件、つまり『佐倉義民伝』の物語りは『地蔵堂通夜物語』や『堀田騒動記』また『東山桜荘子』などの形となつて一般に知られているが、現在、成田市宗吾、宗吾靈堂の宗吾御一代記念館でおこなわれている説明にしたがえば、おおよそ次のようなものであろう。(長田)

一六一三年、現在の成田市内の公津村で生まれた木内惣五郎は、一六四四年の凶作にさいして、割元名主として功をあげ、領主堀田正盛から苗字帶刀を許された。翌四五年農民が将門山に籠り一揆を企てたとき、惣五郎は救済方を藩庁に願い出て入牢した。一六五一年の正盛の死後嫡子正信が相続したが、領内は重税にあえぐ。翌五二年、不作、農民の惨状は目を覆うものがあり、九月、三八九カ村の人々が公津村の鎮守に集まり藩を目指す。惣五郎は慰撫したが、藩は増税断行の態度をかえなかつた。三〇五カ村^(一)の名主は江戸の堀田家下屋敷に嘆願書を差出したが却下された。さらに惣五郎ら六名の名主総代が残り久世大和守の駕籠先に訴えたが無効であつた。身辺整理のため一旦帰郷、(ここに甚兵衛渡しの搜話がある)上野東叡山凌雲院の僧の手引きで東照宮参詣の將軍家綱の行列に訴状を差し出した。惣五郎の身柄は堀田家に移された。一九五三年惣五郎を除く五名の名主総代は佐倉領十里四方追放閑所、惣五郎は磔、その四名の子女は子孫を根絶するため直訴に加担したということで打首にされた。そのさい三名の娘は男子として処刑された。

しかし、訴状は評議に付され、速刻減税が藩に命じられた。さらに一六五八年九年と農税が免除され、一六六〇年には幕府の諸税運用上の軽減がおこなわれ、惣五郎の一念は達せられた。堀田家歴代の主は毎年八月三日惣五郎の命日には祭典をおこない、一七五二年の百回忌に「涼風道閑居士」の法号を贈り、さらに一七九一年には「徳満院」の三字を加えその冥福を祈つた。また、一六〇六年には田高五石を子孫のものに与えた。

これが現在の『実説』の摘要であるが、前堀田氏入国以来、二代十数年におよぶ搾取誅求に堪えかねた農民のために刑

についた宗吾夫婦は子の殺されるのをみて「自分たちは万民のために死ぬので悔やむことはないが、東西も知らない幼児まで殺すのは非道のいたりである。やがて上野介（正信）を修羅道へ引きいれて思いしらせよう」と叫んだ。その後、上野介の妻の懷胎中に変異がおこり、ついに病死する。上野介はその後宗吾の靈を弔らうが、自分も乱心して城地を没収され、ようやくその子に名跡の相続が許された。（児玉、五〇六頁）正信は譜代意識が強く、幕府の要求する軍役を忠実に負担するために家臣団の増強と軍備の充実につとめるため、財政強化をはかり、租税増徴をまねき、農民の窮乏を進めたと思われる。このような背景があつたればこそ、一六六一年二月には幕府代官による高に対する貢租の二分引き下げという異例の公表がおこなわれた。つまり、当時の佐倉藩には惣五郎のような義民が出現する切実な背景が存在したと考えられている。（小笠原、他、一八六頁）ということは、宗吾の物語りには多くの農民が共感し、そのなかでその物語りは成長していくたと考えられる。領主は宗吾等を処刑した翌年、一六五四年、内郷村大佐倉区字将門（現・佐倉市内）に口之宮大明神を創立、石の鳥居を寄進している。その後正信は発狂ということで改易になり、からうじて家断絶だけはまぬかれた。これが宗吾の靈をまつたものである確証はないようであるが、一七〇一年から二三年まで佐倉藩主であった稻葉家の儒臣磯部昌言編著の『総葉概録』（一七一五年序）と『佐倉風土記』（一七二二年成稿）ではその説を否定している。昌言に『総葉概録』等の編修を命じた正往は正信の再従兄弟の関係にあり、堀田氏の失政については筆を避けようとしたとの考えがあったのではないかと指摘されている。（児玉、一三三～五頁）同じく、稻葉正往、正知父子に仕えた渡辺善右衛門守由（字子邦）（一七〇一年～六二年）は一七〇一年から一二年までと一七年から二三年まで、その幼年青年期計一五年を佐倉で過し、その間の見聞を『古今佐倉真佐子』（一七五三年以前の著と推定）に記している。（佐倉市、一～三頁）そこにはつぎの記載がある。（佐倉市、七四頁）

……人行といつかたへか隠れ一人もをらず。平親王の社也。此少先に又石の鳥井ある。はいでん宮も右の趣にてか

千葉県印旛地方の社日信仰

わる事なし。そうず大明神⁽¹⁾の社也。此宮は堀田上野介殿こんりう。百姓そうず（惣五）云者ありしか城主の上野介殿とくし（公事）を仕。そうずかちくす成るを非になし、をもき仕置せしゆへ、此靈魂たりをなしし故神にまつり宮を建る。それよりしづかにしてたゞりなし。此靈ゆへ上野殿つぶるゝ也。……

氣兼ねなく叙述した私記の『佐倉真佐子』のほうが、当時の状況をより忠実に示しているという見方もありえよう。とにかく、惣五郎の事件は物語りとして脚色され民衆の宗吾にたいする、そしてまた堀田氏にたいする見方も固定化されいつたと想像される。宗吾は神格化され、堀田氏は忌まわしい大名と曰されたのであろう。後堀田氏はそのような時期、一七四六年、惣五郎の死後やく百年を経過した時に藩主として佐倉に君臨することとなつた。後堀田氏は前堀田氏の分家筋である。堀田家と領民の間に異常な緊張が生じることが想像される。正亮が初めて新領地に入部したときに、惣五郎の亡靈に会つたことが記録されている。（児玉、一五七〇八頁）そして翌年、惣五郎の宮を再建し、その後も明治にいたるまで崇敬を続けている。後堀田家の家記『天保校訂紀氏雜錄』は口の明神を、正信が宗吾のために建てた祠であるとの認識のもとに記述をしている。（児玉、一六一頁）正信の眞意は不明であるにせよ、すくなくとも前堀田氏は私に祀つたものを後堀田氏は公然と宗吾の靈を祀つたのである。（児玉、一七〇頁）一七五二年、惣五の百回忌供養の時宗五道閑居士と謚し、

堀田氏系図（・印 佐倉藩主）

（大野、三二頁、児玉、一一一頁）

正盛
└ 正信——正休（近江宮川堀田氏祖）

正俊——正仲——正虎——正春——正亮——正順——正時——正愛——正睦——正倫（佐倉堀田氏）

系譜は血縁関係を示すとは限らない

公津村の惣五郎の塚へも石塔を下賜、一七九一年、百四十回忌に当つては正順は院号^ヲを贈り徳満院涼風道閑居士とし、公津村の東勝寺の墓前に石塔を建てた。正時の代一八〇六年には惣五郎の子孫に高五石余の田地を与えた。(児玉、一七三)

(四頁)

一方民衆の意識であるが、宗吾の靈は神格化されていた。千葉郡下ではつぎの手鞠唄が俗謡として採集されている。(千葉郡、八九一頁)

一ばんはじめのうつのみや、にしまににつこううちゅうぜんじ、三またさくらの宗五郎、四是また信濃の善光寺、五つはいづもの大やしろ、六つはむらく鎮守様、七つは成田の不動様、八つは八幡の八幡宮、九つこうやの弘法様、十で東京小学生。

いうまでもなく、時代も異なり、子供のたんなる語呂合わせの唄であり、全体の趣旨を把握してはいないが、佐倉の宗吾郎が民衆の崇敬を集めた寺社の一つと意識されている社会でのものと受けとめてよいと思われる。ここで注意したいのは、惣五郎の遺徳は、農民間で世直し様としてたたえられていたことを指摘するとともに、口の宮神社を世直しの神として紹介し、かつて自分達の祖先を救ってくれた惣五様は、自分達の苦しみを救い、かつ守ってくれると信じていたとの記載である。(大野、一二五~六頁)そして、後堀田氏の入封後の状況もそのような要求を農民が抱いていた時代である。一七五〇年、成田村の民衆八〇九〇名が貢租のことで城下に押しかけてきた。やがてその首領は投獄され鎮定されたが、この事件を契機として幕府は強訴禁止令を発した。翌五年正亮は社倉法を設けて窮民救済を計り、その翌年、惣五郎を祀っている。さらに、五四年と五七年には領民から賄賂を取った郡吏を追放したり謹慎させたりしている。そしてこのことは偶發的な事件ではなく、一方では農民を抑え、一方ではこれを懷柔し、あるいは家臣の収斂を防ぐことを意図したものではなかろうかとの説が提出されている。すなわち、後堀田氏の惣五郎にたいする取扱いは、ただ一個の無実の者の靈を慰



写真6 五社神社、千葉県印旛郡本塙村
中根、鳥見神社境内（同村教育委員会撮影）

めるというものではなく、惣五郎の祟の思想の背景にある民衆の意識にたいする対処である。惣五郎の祟が全く一個人の憤りに出たものとすれば当事者にとってのみ恐るべきことにはすぎないが、惣五郎の祟というものが堀田氏改易の原因となつたと考える裏には、その祟が広く民衆の共感を呼ぶものであったと推量されている。（児玉、一六八〇七一页）惣五郎の叫びの背後には民衆の叫びがあり、その要求はすなわち世直しであった。そして、その要求は消解されていなかつた。一七八三年と一七八七年に佐倉藩で一揆がおこつてゐる。（児玉、他、二二六頁）そして、九一年、惣五郎の百四十回忌にあたり、崇敬の意をあらわしたことは前に触れた。藩が社日の祭祀を営むように付達したのはこの頃と思われる。いくつかの塔の紀年銘はそれを物語つてゐる。（年表参照）藩がこのことを宗吾の慰靈と結びつけて祭らせた証拠はない。しかし、民衆の側でそのように解釈することができるいくつかの要素がみられる。佐倉市志津村下志津区字大口の五社神社の創立は一七五二年であるが、（印旛郡、前一四七八頁）その年は宗吾の百年忌がおこなわれた年であり、この年から村民によつて宗吾が祀られていたのではないか。さらに、社日が口の明神社の祭典をおこなう時と近いということもある。社日は彼岸の中日に近い戊の日である。ここは祭祀も春秋二仲二月三日八月三日とこれに近い。また口ノ宮大明神は神鏡五個を御靈とし、父子五人を慰靈とし、父子五人を慰籍したとの考えもある。（印旛郡、前一五九九〇六〇一頁）

また、公津村下方の宗吾供養堂、現在の成田市宗吾の宗吾靈堂は宗吾父子五人の靈像を安置したところであり、同境内の五靈堂は宗吾とともに力し罪科を得、一六五三年領地外に追放された五名の名主の靈魂を慰めるために一八三〇年に建立されている。（一九一〇年焼失）（印旛郡、後一三五五頁）和田村下勝田字神台鎮座の天満神社の境内社世直神社については「當時重右衛門亡魂を以て世直し神とす正保年（一六四四～四八）佐倉宗吾に組し宗吾処置の際断罪に処せられ近年亡靈村方へ祟をなし故に亡魂を尊ひて世直の神と称し伝なり建物間口三尺奥行四尺」との記述がある。（印旛郡、後一二〇頁）そしてこれを祀るおもてむきの理由は「五穀豊穣国家安全」とまさに社日塔を祀る趣旨と同一である。（印旛郡、後一一一八頁）本埜村中根、鳥見神社境内の社日塔が現在世直し様と呼ばれている。下勝田の世直神社が何時建立されたかという点とともに世直しの呼び名がいつから使われるようになつたか、興味のある問題であるが、現在は不詳である。宗吾について引用する場合、原文にしたがつた。しかし、その他の個所では実存したであろう人物を述べるときは惣五郎、民衆の崇敬の対象としてみる場合は宗吾と記すことにした。

注

- 一、当時の佐倉領民として、『地蔵堂通夜物語』はつぎのように記している。（植木、一〇四～五）
 - 法田上野介知行所下總国印旛郡佐倉領
 - 八拾四ヶ村名主百姓共
 - 同国千葉郡千葉組合七拾四ヶ村名主百姓共
 - 同国相馬郡布川守谷組三拾九ヶ村名主百姓共
 - 上総國_{武射郡}_{山辺郡}東金組合七拾ヶ村名主百姓共
 - また『百姓訴訟物語』はつぎのように記している。（植木、一〇八頁）
- 二、この編者はこのことを里民の誤伝としている。（佐倉市、一五頁）
- 三、重右衛門の諡は平等厚礼居士である。（印旛郡、後一七八頁）幕末の「世直し」に「平均」の考えがその論理であった（佐々木、一四頁）こととあわせて考えると興味がもたれる。

考 察

本稿は前稿で提起した文化要素の伝播や定着に関する類型を印旛地方を例としてとりあげてはめたものである。阿淡地方と比較するとその分布の稀薄さが、また奥武藏野の児玉地方と比較するとその構造の簡略化などが目立つ。分布の密度についてはすでに触れた。構造についても興味あることではあるが、これ以上論及する材料はほとんどもちあわせていない。

阿淡地方にみられた新しい信仰体系——のこと自体、新しい文化要素である——の導入の状況を一般化した様式が該当するであろう場合として前稿で埼玉県児玉郡児玉町を中心とした地域の社日塔をとりあげた。本稿では印旛地方、より正確には後堀田氏佐倉藩の村落ではその様式があてはめられることが部分的に証明されているものとして当該地域をとりあげたものである。

まつたく無知な状態で印旛地方を眺めた場合、同地方から受けた衝撃は強かった。佐倉藩の領民にとって、堀田氏や宗吾のもつ意味は大きかったと思えた。それぞれの地方を理解するときに、それぞれの地方独自の状況を問題にすることは常道であ

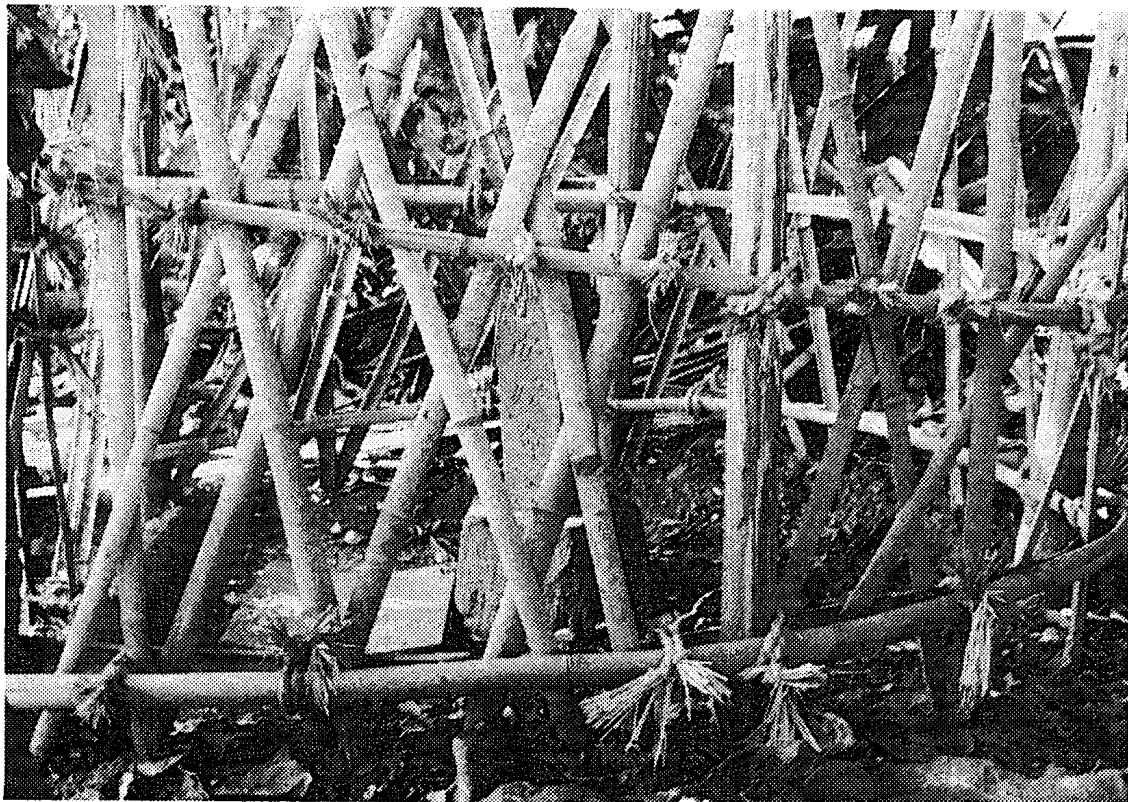


写真7 佐倉市上代、熊野神社境内、五穀成就社



写真8 四街道市和良比、皇産靈神社境内、社日宮

るが、宗吾の事件を社日祭祀と結びつけることにためらいはあつた。あまりにも一般的な法則の適用に、それに影響を与えるではあろうがきわめて特殊な面にのみ着目しそれをとりあげることは平衡を欠くものではあろう。そのようなことは印旛地方で操り広げられた、政治、経済、そのほかさまざまの社会事象の実態のきめこまかい把握によって、より明確に農民の社日祭祀の受容や定着などの機構や経緯をより正確に知ることができると思われる。宗吾のことはそのような視点から一つの手掛りとして取上げたものである。

宗吾と社日祭祀とを結びつけて考えるようになつた契機は本埜村中根の鳥見神社境内の五社神社が世直し様^(二)と呼ばれていることについたが、その心象を強めるものはほかにもあつた。それは佐倉市上代の村社熊野神社境内の五穀成就社の状況である。同社では春秋の社日には五穀成就祭が就行され、その社祠は南面する醜儀型社日塔であるが竹矢来で囲まれている。『印旛郡誌』は「倉稻魂命を祭る、……建物間口六尺奥行六尺」と記している。(印旛郡、後一一二頁)ここで建物は矢来のことを指し、祭神は北面する神号を指すものであろうか。

千葉県印旛地方の社日信仰



写真9 五社大明神、佐倉市山崎

さて、現在、日常生活においては一般に用いられていない竹矢来がここで用いられているのは、崇敬者が竹矢来に特殊な意味を与えていたからであろう。従来、一般には垣として境界を表示するものとして用いられたものであろうが、ある時期に聖地を俗界と区別するという特殊な機能を果すようになつたと考えられる。同じ千葉県内船橋市三山の二宮神社の「三山まつり」では、本社、畠、馬加、武石の各神社の四基の神輿の御旅所の斎場の四ヶ所の土壇の周囲は竹矢来で仕切られている。(松田、三〇四頁)しかし、また、一六五三年八月二日、宗吾父子五名を処刑した公津ケ原刑場は竹矢来で囲まれていたと考えられている。(長田、一二頁、写真)上代の五穀成就社の竹矢来もそのような連想による象徴性が込められているという思いを払拭することはできない。

もう一点言及したい点がある。それは『醜儀』そのものの流通機構である。この種の書籍はおもに学者や宗教家の世界で読まれるものとして考えてきたが、この場合、大名の交際において『醜儀』に関する認識が伝えられたことも考慮する必要があるかもしれない。堀田正信は一六六〇年の改易後、七七年から蜂須賀家に預けられ、八〇〇年将軍家綱の死を知り蜂須賀領内で自害している。このようなことから、堀田氏と蜂須賀家とは特殊な関係が成立していたかも知れない。成田市宗吾の宗吾靈堂境内に一八九二年の「木内宗吾外五氏碑」があり、篆額は蜂須賀茂韻による。この撰文は星享によつており、両者はそれぞれ、貴族院および衆議院の議長

である。碑文にも「昔以義民見称今為民權家泰斗」と述べていることから、民意の代表者として両院の議長を選んだことも考えられるが、さきに触れたことも要因の一部を占めていたことも考えられる。
なお、印旛地方にも四街道市和良比の皇產靈神社⁽¹⁾などに少數であるが醜儀型ではない社日塔がみられる。これは一八七年塔で、堀田家の布告から相当の年数が経過しており、布告の直接の衝撃は消え、農民独自の解釈によつて造立したものと考えられる。

注

一 「世直石尊と云ひ、賽者頗る多し」と紹介されている（千葉県、上一五三一頁）現印西町内の永治村高西新田字石浦の阿夫利神社については、神社略誌に『印旛郡誌』の記事をほぼそのまま転載した。ここは一八八四年、夏期には薬湯をもうけてからはとくに多くの信徒が集るようになったようである。（印旛郡、後一五四二一三頁）成田町土屋村字山ノ崎鎮座の無格社八幡神社境内の阿夫利神を祭る石尊神社（印旛郡、後一九〇六八頁）などはこの神社との関係が考えられるが、埜原村小林字徒越（本埜町）の世直命を祭る世直神社（社号は『本埜村誌』による）。またこれによればその建立は一八六四年（文久四年）十二月である。（本埜村、二六五頁）

『千葉郡誌』は「十七が春の初めに鍬鎌かついで農業に出るよ、これ島田何處へと聞かれて、私は百姓の福娘世も直る豊年

万作とり、五穀の数知れぬ皆百姓出ておいで、お拝まへ万年彌勒とまもりつく」という「世直」という唄を収録している。（千葉郡、九〇三頁）この地方の「世直し」という言葉の内包するものを把握するにはいたつていない。

二 皇產靈神を祭神とする皇產靈神社は香取郡山田町山倉の大神の分靈を勧請したことにはじまる裸祭りが有名である。山倉大神はかつて大六天神と称し、皇產靈神社も一般には和良比の大六天と呼ばれ疫病をなおす神として信仰されている。（高橋、一一二一三頁）

なお、同地方にも大六天信仰はひろくみられ、現四街道市内旭村吉岡区長堀の池は、一八七七年に大六天の奇靈があつたとして参詣者が絶えず、東京付近や東葛飾郡浦安村の漁民の渴仰の深いものであり、大六天清水と呼ばれていた。（印旛郡、前一四〇七頁）（後記参照）

後記

前稿で『新編相模國風土記稿』卷五七、愛甲郡川入村の条（現・厚木市）の五穀明神社の祭神が面定尊、惶根尊であることに触れた。（梅原3、一〇八頁）この天神第六代の夫婦神があてられるものは一般に第六天と呼ばれるものであり、その分布は中部から関東にかけて多い。（松田、五五〇頁）鎌倉市腰越の小動神社境内に童子形の小像がある。（田畠、一〇〇～一頁）また、群馬県邑楽郡大泉町の「社日祭惡神除万民守護之尊像」の神軸にも両神の名がみられる。（梅原3、一一〇、一二二頁）

本稿を草するにあたり、千葉県内はじめ各地に照会をし、御親切な御教示を得た。とくに、千葉市教育委員会文化課、中川仁一主事、成田市教育委員会文化係、大木英行氏、八日市場市教育委員会、四街道市教育委員会社会教育課、板垣晶三課長および渋谷芳則主事、印旛郡八街町教育委員会社会教育課町史編さん室、同郡富里町教育委員会社会教育課、四宮浩利氏、同郡印旛村教育委員会村史係、同郡本埜村教育委員会、海上郡海上町、海上町史編さん室、馬渕一弘主任および同町教育委員会嶋田正夫係長、匝瑳郡光町教育委員会小川利昭氏にはお世話になつた。

また千葉市の松村敬三氏、佐倉市の山田喜衛氏および齊藤忠男氏、八日市場市の吉澤政雄氏から貴重な御教示を得た。また、印旛郡酒々井町の押尾忠氏からは終始変らぬ物心両面の援助を賜わった。徳島県那賀郡羽ノ浦町の吉見哲夫氏からも貴重な御教示を得ている。

その他学内外の多くの人々からも貴重な御教示を賜わっている。深く謝意を表するものである。

最後に、佐倉市の社日信仰の研究に先鞭をつけられた故篠丸頼彦氏の業績にたいして深く敬意を表するとともに、それらの事業が稔り多い成果として公刊されることを心から期待するものである。

梅原達治

年次	干支	西暦	佐倉城主	事項	神社創建・碑建立など	(児玉、一九六〇七貢など)	
						寛永	慶安
享和	一	一	堀田 正盛	正盛、信州松本より移封。			
二	二	二	正信	將軍家光死。正盛殉死。			
寛政	三	三	惣五郎の死。子四人死。				
明和	一	一	正信改易。				
天明	二	二	正信、将門山に石の鳥居を立つ。				
寛延	二	二	正信、蜂須賀家に預けられる。				
宝暦	三	三	正信、將軍家綱死。正信自害				
延享	三	三	大久保忠朝				
万治	八	八	堀田 正亮	堀田 正亮			
延宝	五	五	松平 乗久				
寛永	庚子	丁巳	大久保忠朝				
一	壬戌	己未	庚午				
二	一	一	丙寅				
三	二	二	壬申				
四	三	三	辛未				
五	四	四	庚午				
六	五	五	丙寅				
七	六	六	壬申				
八	七	七	辛未				
九	八	八	庚午				
一〇	九	九	丙寅				
一一	一	一	壬申				
一二	二	二	辛未				
一二	三	三	庚午				
一二	四	四	丙寅				
一二	五	五	壬申				
一二	六	六	辛未				
一二	七	七	庚午				
一二	八	八	丙寅				
一二	九	九	壬申				
一二	一〇	一〇	辛未				
一二	一一	一一	庚午				
一二	一二	一二	丙寅				
一二	一七九九	一七九九	壬申				
一二	一八〇一	一七八九	辛未				
一二	一八〇二	一七八一	庚午				
一二	一八〇三	一七九一	丙寅				
一二	一八〇四	一七八九	壬申				
一二	一八〇五	一七六五	辛未				
一二	一八〇六	一七五二	庚午				
一二	一八〇七	一七五一	丙寅				
一二	一八〇八	一七八一	壬申				
一二	一八〇九	一七九一	辛未				
一二	一八一〇	一七八九	庚午				
一二	一八一一	一七九一	丙寅				
一二	一八一二	一七八一	壬申				
一二	一八一三	一七九九	辛未				
一二	一八一四	一八〇一	庚午				
一二	一八一五	一八〇九	丙寅				
一二	一八一六	一八〇一	壬申				
一二	一八一七	一八〇九	辛未				
一二	一八一八	一八〇一	庚午				
一二	一八一九	一八〇九	丙寅				
一二	一八二〇	一八〇一	壬申				
一二	一八二一	一八〇九	辛未				
一二	一八二二	一八〇九	庚午				
一二	一八二三	一八〇九	丙寅				
一二	一八二四	一八〇九	壬申				
一二	一八二五	一八〇九	辛未				
一二	一八二六	一八〇九	庚午				
一二	一八二七	一八〇九	丙寅				
一二	一八二八	一八〇九	壬申				
一二	一八二九	一八〇九	辛未				
一二	一八三〇	一八〇九	庚午				
一二	一八三一	一八〇九	丙寅				
一二	一八三二	一八〇九	壬申				
一二	一八三三	一八〇九	辛未				
一二	一八三四	一八〇九	庚午				
一二	一八三五	一八〇九	丙寅				
一二	一八三六	一八〇九	壬申				
一二	一八三七	一八〇九	辛未				
一二	一八三八	一八〇九	庚午				
一二	一八三九	一八〇九	丙寅				
一二	一八四〇	一八〇九	壬申				
一二	一八四一	一八〇九	辛未				
一二	一八四二	一八〇九	庚午				
一二	一八四三	一八〇九	丙寅				
一二	一八四四	一八〇九	壬申				
一二	一八四五	一八〇九	辛未				
一二	一八四五	一八〇九	庚午				
一二	一八四六	一八〇九	丙寅				
一二	一八四七	一八〇九	壬申				
一二	一八四八	一八〇九	辛未				
一二	一八四九	一八〇九	庚午				
一二	一八五〇	一八〇九	丙寅				
一二	一八五一	一八〇九	壬申				
一二	一八五二	一八〇九	辛未				
一二	一八五三	一八〇九	庚午				
一二	一八五四	一八〇九	丙寅				
一二	一八五五	一八〇九	壬申				
一二	一八五六	一八〇九	辛未				
一二	一八五七	一八〇九	庚午				
一二	一八五八	一八〇九	丙寅				
一二	一八五九	一八〇九	壬申				
一二	一八六〇	一八〇九	辛未				
一二	一八六一	一八〇九	庚午				
一二	一八六二	一八〇九	丙寅				
一二	一八六三	一八〇九	壬申				
一二	一八六四	一八〇九	辛未				
一二	一八六五	一八〇九	庚午				
一二	一八六六	一八〇九	丙寅				
一二	一八六七	一八〇九	壬申				
一二	一八六八	一八〇九	辛未				
一二	一八六九	一八〇九	庚午				
一二	一八七〇	一八〇九	丙寅				
一二	一八七一	一八〇九	壬申				
一二	一八七二	一八〇九	辛未				
一二	一八七三	一八〇九	庚午				
一二	一八七四	一八〇九	丙寅				
一二	一八七五	一八〇九	壬申				
一二	一八七六	一八〇九	辛未				
一二	一八七七	一八〇九	庚午				
一二	一八七八	一八〇九	丙寅				
一二	一八七九	一八〇九	壬申				
一二	一八八〇	一八〇九	辛未				
一二	一八八一	一八〇九	庚午				
一二	一八八二	一八〇九	丙寅				
一二	一八八三	一八〇九	壬申				
一二	一八八四	一八〇九	辛未				
一二	一八八五	一八〇九	庚午				
一二	一八八六	一八〇九	丙寅				
一二	一八八七	一八〇九	壬申				
一二	一八八八	一八〇九	辛未				
一二	一八八九	一八〇九	庚午				
一二	一八九〇	一八〇九	丙寅				
一二	一八九一	一八〇九	壬申				
一二	一八九二	一八〇九	辛未				
一二	一八九三	一八〇九	庚午				
一二	一八九四	一八〇九	丙寅				
一二	一八九五	一八〇九	壬申				
一二	一八九六	一八〇九	辛未				
一二	一八九七	一八〇九	庚午				
一二	一八九八	一八〇九	丙寅				
一二	一八九九	一八〇九	壬申				
一二	一九〇〇	一八〇九	辛未				
一二	一九〇一	一八〇九	庚午				
一二	一九〇二	一八〇九	丙寅				
一二	一九〇三	一八〇九	壬申				
一二	一九〇四	一八〇九	辛未				
一二	一九〇五	一八〇九	庚午				
一二	一九〇六	一八〇九	丙寅				
一二	一九〇七	一八〇九	壬申				
一二	一九〇八	一八〇九	辛未				
一二	一九〇九	一八〇九	庚午				
一二	一九〇一	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇二	一九〇九	壬申				
一二	一九〇三	一九〇九	辛未				
一二	一九〇四	一九〇九	庚午				
一二	一九〇五	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇六	一九〇九	壬申				
一二	一九〇七	一九〇九	辛未				
一二	一九〇八	一九〇九	庚午				
一二	一九〇九	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇一	一九〇九	壬申				
一二	一九〇二	一九〇九	辛未				
一二	一九〇三	一九〇九	庚午				
一二	一九〇四	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇五	一九〇九	壬申				
一二	一九〇六	一九〇九	辛未				
一二	一九〇七	一九〇九	庚午				
一二	一九〇八	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇九	一九〇九	壬申				
一二	一九〇一	一九〇九	辛未				
一二	一九〇二	一九〇九	庚午				
一二	一九〇三	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇四	一九〇九	壬申				
一二	一九〇五	一九〇九	辛未				
一二	一九〇六	一九〇九	庚午				
一二	一九〇七	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇八	一九〇九	壬申				
一二	一九〇九	一九〇九	辛未				
一二	一九〇一	一九〇九	庚午				
一二	一九〇二	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇三	一九〇九	壬申				
一二	一九〇四	一九〇九	辛未				
一二	一九〇五	一九〇九	庚午				
一二	一九〇六	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇七	一九〇九	壬申				
一二	一九〇八	一九〇九	辛未				
一二	一九〇九	一九〇九	庚午				
一二	一九〇一	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇二	一九〇九	壬申				
一二	一九〇三	一九〇九	辛未				
一二	一九〇四	一九〇九	庚午				
一二	一九〇五	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇六	一九〇九	壬申				
一二	一九〇七	一九〇九	辛未				
一二	一九〇八	一九〇九	庚午				
一二	一九〇九	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇一	一九〇九	壬申				
一二	一九〇二	一九〇九	辛未				
一二	一九〇三	一九〇九	庚午				
一二	一九〇四	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇五	一九〇九	壬申				
一二	一九〇六	一九〇九	辛未				
一二	一九〇七	一九〇九	庚午				
一二	一九〇八	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇九	一九〇九	壬申				
一二	一九〇一	一九〇九	辛未				
一二	一九〇二	一九〇九	庚午				
一二	一九〇三	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇四	一九〇九	壬申				
一二	一九〇五	一九〇九	辛未				
一二	一九〇六	一九〇九	庚午				
一二	一九〇七	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇八	一九〇九	壬申				
一二	一九〇九	一九〇九	辛未				
一二	一九〇一	一九〇九	庚午				
一二	一九〇二	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇三	一九〇九	壬申				
一二	一九〇四	一九〇九	辛未				
一二	一九〇五	一九〇九	庚午				
一二	一九〇六	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇七	一九〇九	壬申				
一二	一九〇八	一九〇九	辛未				
一二	一九〇九	一九〇九	庚午				
一二	一九〇一	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇二	一九〇九	壬申				
一二	一九〇三	一九〇九	辛未				
一二	一九〇四	一九〇九	庚午				
一二	一九〇五	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇六	一九〇九	壬申				
一二	一九〇七	一九〇九	辛未				
一二	一九〇八	一九〇九	庚午				
一二	一九〇九	一九〇九	丙寅				
一二	一九〇一	一九〇九	壬申				
一二	一九〇二	一九〇九	辛未				
一二	一九〇三	一九〇九	庚午	</			

千葉県印旛地方の社日信仰

神社略誌 左に従つて記載

卷之三

鎮座地〔現在の市町村名〕

卷之三

祭祀の状況

社殿間数、境内坪数
氏子境内社などの場所、本社の氏子数を
一一一示す

2 五穀神社 七一七頁
i 更科村大井戸字沖ノ内 大宮神社境内〔千葉市〕

2 五穀神社 七一七貢
i 更科村大井戸字沖ノ内 大宮神社境内〔千葉市〕

梅原達治

iv (三六戸)

3 五社神社

i 都村辺田字町田通 諏訪神社境内 七一九~二〇頁

4 無格社、五穀祖神 三五六頁

i 川上村小谷流区字馬道向 (八街町)

ii 不詳

viii 不詳

vi 二〇戸

v ナシ 一二二坪

5 五社神社 四七八頁

i 志津村下志津区字大口 村社春日神社境内 (佐倉市)

ii 大己貴命 小彦名命 大日靈命 稲蒼魂命 墣安姫命

iii 宝曆二年九月創立 (一七五二)

iv 年々春秋社日に祭典

v 建物間口二尺五寸奥行三尺五寸

vi (百七戸)

6 無格社 稲荷神社 五〇六~七貢

i 阿蘇村米本区大山 (八千代市)

ii 稲蒼魂命 太田命 保食命 大己貴命 大宮姫命

iii 寛政十一年 (一七九九) 城州紀伊郡稻荷本宮祠官正四位下行
佐渡秦親益正一位稻荷大明神安置候

v 社殿間口六尺奥行六戸拝殿間口三間奥行二間半 境内七十八坪

『千葉県印旛郡誌』後篇

7 五社神社 四八頁

i 佐倉町海隣寺町鍛冶作 村社愛宕神社境内 (佐倉市)

ii 大日賣產知命 豐田別命 武甕槌命 香我脊雄命 泰ノ宇豆

麻佐

iii 由緒不詳

v 建物間口三間奥行三間半

8 無格社 五穀守護五神社 四九貢

i 佐倉町大蛇町字堂ノ下 [佐倉市]

ii * 天照大神 大己貴命 少彦名命 墣安姫命 蒼稻魂命

iii 佐倉町大蛇村字麻賀多脇 村社麻賀多神社に明治四二年 (一九〇九) 五月七日合祀

vi (三〇戸)

* 五柱の祭神は麻賀多神社の一柱の祭神より推定抽出し

たもの

9 世直神社 一二〇頁

i 和田村下勝田字神台 村社天満神社境内 (佐倉市)

ii 世直し神 (重右衛門亡魂)

iii 正保年 (一六四四~四八) 佐倉宗吾に組し宗吾処置の際断罪

に処せられ近年亡靈村方へ祟をなし故に亡魂を尊ひて世直の神と称し伝なり

千葉県印旛地方の社日信仰

- 10 五穀成就社 一二一頁
 i 和田村長熊村字作尻 無格社浅間神社境内〔佐倉市〕
 ii 事代主命
 iii 由緒不詳
 vi 石祠
 (十七戸)
- 11 五穀成就社 一二一頁
 i 和田村上代村字権現谷 村社熊野神社境内〔佐倉市〕
 ii 倉稻魂命
 iii 由緒不詳
 vi 建物間口六尺奥行六尺
 (十四戸)
- 12 五社稻荷 一七四頁
 i 酒々井町今倉新田村字宮ノ下 村社松島神社境内〔酒々井町〕
 ii 境内
 iii 境内
 iv 境内
 v 境内
 vi 境内
 (二三戸)
- 13 五穀守護五社神社 一七五〇六頁
 i 酒々井町本佐倉村字根古谷 村社妙見神神境内社〔酒々井町〕
 ii 天照大神 少彦名命 倉稻魂命 大己貴命 境内
 iii 境内
 iv 境内
 v 建物は石宮なり
 vi 建物は石宮なり
 (二三戸)
- 14 五社神社 一七八頁
 i 酒々井町柏木村字宮下 無格社七社神社境内〔酒々井町〕
 ii 天照皇大神 境内
 iii 境内
 iv 境内
 v 境内
 vi 境内
 (二三戸)
- 15 天照皇太神 一六九頁
 i 富里村久能字比丘尼内 村社駒形神社境内〔富里町〕
 ii 大日靈女貴命 境内
 iii 不詳
 vi 建物は石祠にして高一尺一寸横五寸
 (三九戸)
- 16 世直神社 三四〇頁
 i 公津村船形村字手黒 村社麻賀多神社境内〔成田市〕
 ii 稲倉魂命
 iii 不詳
 vi 建物は石祠にして縦八寸高一尺横一尺
 (二五〇戸)
- 17 無格社五社神 三四二頁
 ii 天照大神 少彦名命 倉稻魂命 大己貴命 境内
 iii 旧領主堀田大蔵太夫殿より五穀為成就村民にて年々春秋
 四度祭典可致旨仰出候に付寛政十一年未年〔二七九九〕二月新
 築し未た村中にて年々春秋社日祭典仕候
 v 建物石三寸五角
 vi (二三戸)

梅原達治

- i 公津村台方村字武藏〔成田市〕
 ii 天照太神 少彦名命 大己貴神 倉稻魂命 墇安媛命
 iii・iv 創立年月不詳と雖五穀豊饒の為旧領主に於て施行せし春秋兩度社日を以て干今祭典を執行す
- v 社殿は石宮にして五方面三寸境内十六坪あり
- vi 八〇戸
- 18 無格社五社神 三四三頁
- i 公津村下方村字南根子屋〔成田市〕
 ii 天照太神 少彦名命 大己貴命 倉稻魂命 墇安媛命
 iii・iv 創立不詳 五穀豊饒の為旧領主に於て施行せし春秋兩度社日を以て今祭典を施行す
- v 社殿は五方面三寸の石宮、境内七〇坪
- vi 七五戸
- 19 無格社五社神 三四三頁
- i 公津村大袋村字椎塚田〔成田市〕
 ii 天照大神 少彦名命 大己貴命 倉稻魂命 墇安媛命
 iii・iv 創立不詳と雖五穀豊饒の為旧領主に於て施行せられし春秋兩度社日を以て干今祭典を執行す
- v 社殿は五方面三寸の石宮にして境内一七〇坪
- vi 二五戸
- 20 無格社五社神 三四三～四頁
- i 公津村江弁須村字珍重〔成田市〕
 ii 天照大神 少彦名命 大己貴命 倉稻魂命 墇安媛命
- iii・iv 創立年月不詳と雖五穀豊饒の為旧領主に於て施行せし春秋兩度社日を以て干今祭典を執行す
- v 社殿は石宮にして五方面三寸なり境内四坪
- vi 二〇戸
- 21 五社神社 三八九頁
- i 六合村平賀村字宮前 村社宗像神社境内〔印旛村〕
 ii 大日靈貴命 墇安姫命 大己貴命 少彦名命 倉稻魂命
 iii・iv 文化年中（一八〇四～一八）旧領主堀田殿より御達に付
 v 社日為祭五穀成就仕来候
- vi 建物は石祠
- 22 村社阿夫利神社 五四二～三頁
- i 永治村高西新田字石尊〔印西町〕
 ii 石凝留命 石裂命 日本武命 根裂命
 iii・iv 明和元甲申年（一七六四）全国海上郡銚子海底より青石二個取上しに其石往々奇怪のことあり因て其土地に於て人民之を崇敬する者多し已後祈願も其乞に応じ利益少からず或曰人民共に之に称呼を下し名づけて世直し石尊と云ふ（其意に曰く惡風を直し正に帰せしむるが故なり）人民或は其里に移し鎮守となさんとするものあり或は相模の国石尊社へ奉納なさんとするものあり卒に論議囂々然れ共終に奉納するの議に決し因て俄に神輿を作り其内に藏し発程方角を抽籤に占して各駅村を巡行し将に薦社し奉納なさんと全年十二月中近隣誉田村及清戸村へ着

千葉県印旛地方の社日信仰

- し夫より浦部村鳥見社に着し爰に暫時安置し程なく近隣同国相馬郡布佐駅へ遞送せんとせしに豈図らんや時已に月迫の故か全駅に於ては更に受けず引返し猶亦帰村の上全村へ安置せし処其夜村吏のもの夢みらく青衣の老人二名來り曰く我等を高西新田鎮守両社の内へ合祭せよと云ひ棄て行方知れぬ消失せしにより村吏驚て其夜の明くるを俟ち同新田兼帶浦部白幡両村一同集議して神意に任せ全二年（一七六五）六月廿七日右両社境内に突兀たる凸地の頂に奉納なし因て年々歳々同日を以て祭る
- v 社殿間口五尺奥行六尺拝殿間口七間奥行三間御饌所間口四間奥行三間、境内一一五〇坪
- vi 五九一戸 人員 一五〇〇〇人
- 23 五社神社 六一九頁
- i 本郷村中根村宮馬場 村社鳥見神社境内〔本塙村〕
- ii 大日靈命 増安姫命 大己貴命 少彥命 稲蒼魂命
- iii・iv 文化年間（一八〇四～一八）旧領主堀田殿より御達に付
社日祭為五穀成就仕来候
- v 建物は石祠にして六角の四寸角なり
- （三九戸）
- vi 世直社社 六四一頁
- vii 世直命
- 不詳
- 間口二尺 奥行一尺
- 24 世直社社 六四一頁
- i 榎原村小林字徒越 村社水神社境内〔本塙村〕
- ii 天照大神 増安姫命 倉稻魂命 少彥名命 大己貴命
- iii 由緒不詳
- v 社殿間口四寸奥行四寸の石造祠、境内三百九〇坪 境内四社あり
- 27 無格社五社神社 九五六頁
- i 遠山村東和田村字鳥居下〔成田市〕
- ii 天照大神 増安姫命 倉稻魂命 少彥名命 大己貴命
- vi 五一戸
- 28 村社 八坂神社 六八頁
- i 平岡村三箇字城の越〔袖ガ浦町〕
- ii 『千葉県君津郡誌』
- vi (三〇戸)
- 25 五社宮 七〇四頁
- i 安食町矢口村字花輪 村社一ノ宮神社 境内〔栄町〕
- ii 天照皇太神 大己貴命 御魂命 大宮姫命 太田命
- v 建物間口一間三尺奥行一間
- vi (八五戸)
- 26 村社五社神社 七五三頁
- i 豊住村佐野村表谷津〔成田市〕
- ii 天照皇太神 大己貴之命 大田之命 大宮之姫命 蒼稻魂命
- iii 創立不詳 一九〇九年三月五日佐野字六ツ谷津にありし無格社神明神社を合祀す
- v 社殿間口三尺奥行五尺境内一六坪

- iii 創建年月不詳、一五一七年再建、尾張国愛知郡津嶋神社より
御靈を移す。旧神号と称したが明治初八坂神社と改む。

iii 創建年月不詳
iv 九月一日祭典

v 境内 五五二坪、末社 二社

- vi 例祭 九月一日
v 社地 三六〇坪
29 村社 御靈神社 六八貢
i 平岡村三箇字御靈原
ii 大日靈貴尊

* 何らかの事由によって五つの神社を統一して一社とした
り、一社の祭神が五座である場合五社神社とか五所神社と
称されることが多い。(佐野、一四二頁)『醸儀』によらな
いと思われるものも一応掲載した。

資料

(印旛郡、後、三一四~五頁)

一、口明神祠之碑 (一七九一年)

鬼神之為靈其昭明乎弗見其形弗聞其声而敬之也如在弗敬則否矣亦猶火之性寄於木也待人鑽燧以著其妙用歟吾藩佐倉者久野氏之墟也距城東一里許有將門山蓋承平古墳云昔日在于千葉氏守斯邦也肇造將門神祠暨妙見堂歲月悠遠並就頽廢寬永中泰祖玄性公加賀守正盛移封佐倉經營之迨乎泰祖薨忠三公上野介正信襲封私有志願崇夫己氏惣之靈建祠于將門山而祀之寔承應三年冬十一月也

土庶進香崇敬甚篤稱曰口明神焉爾後有故國除天和年間攸靜公豊前守正休之庶子新受封毛之吉井尋江之宮川代三公侯于佐倉者凡四姓松平、大久保戸田、稻葉皆以民之心為心祠宇荒壞則隨修葺焉延享乙丑先公相模守正亮拜相越明年從羽之山形移封于此則私喜以謂佐倉者泰祖旧封至忠三公雖被國除高祖不矜公左少將正俊伯寔為其弟以吾華勞之胄再有斯土江之封邑亦綿々則忠三公之靈豈弗伸眉於天乎哉善繼人之志周公之所以稱達孝也吾雖非類尚繼忠三公之志矣寶曆壬申之秋乃命有司改作口神祠事詳于別志先是宝珠院僧世司其祀因給以既稟□後定春秋二仲二月三日為賽会期祭典使有司齋明盛服臨以祭之爾來春秋礼典亡闕寡人以眇々承襲先基勵精就務夙夜匪懈猶恐其所以育民人保社稷者或有遺漏而貽羞乎祖宗也是以弗敢侮鬼神凡封內神祠載在祠典者大小莫不畢舉矣就

中口明神者忠三公廟焉先生繼焉士庶崇敬神靈昭著則不得不殊奉承焉同院僧某者請立碑記事垂諸不朽乃略陳其來由若茲亦唯以民之心為心春秋祭礼永无廢典而神靈之所擁護能俾封疆寧謐家世悠久則誠寡人之願也語云祭如唯敬可以事鬼神何必求見其形聞其声而信其應驗哉凡爾土當觀火之性用以察鬼神情狀則庶幾乎得其實矣

寛政辛亥冬十一月

佐倉侯 紀 正順 立

二、房総志料続篇

○印本篇

●印続篇

△印評註

卷之一（夷隅郡夷隅町万木）（三三六頁）

○萬喜城の麓に妙見の神祠あり、秋社に鞦韆の戯あり、太平記の古俗と見ゆ。土俗其名をつくまひと云。つくまひ名義不詳。●妙見の祭礼は七月廿二日なり、つくまひといふは、長さ凡四丈七八尺程の柱一本建、白布にて包、上を十の字の形に作り、木綿綱を二通り張、これをたぐりて舞ふ。両足をつなにからみ、さかさまになりて、扇をもつて扇ぎ杯するなり、両柱の間へ床をあげ、笛太鼓にて拍子をとる。拍子そろはぬ時は舞人落ると、見るもの膽をひやす、但舞人一人一人宛舞ふ。獅子の面を蒙り、白き衣服を着す。

頭注 鞦韆の戯、土俗津久舞と云ふ、蓋し古俗民間に存するもの由来久し

卷之五（長生郡睦沢町岩井）（四一七頁）

○岩井村の秋社に、童部の淨衣著たるか、肩輿に駕し、神輿の前駆となる、式甚嚴重、其名をかうをしといふ、かうおし

名義不詳、按に鎌倉志に載所、頼朝の文に、神主をかうぬしと書り、かくあればかうは神也、をは余声東國の訛言、しは戸字、神戸といふ事なるべし。△良道曰、新編鎌倉志一の九丁神主家伝文書に、頼朝より大伴清元に賜はる白筆の書あり、其文左のごとし、こ（せ）ん日さんろうの時、八まんくかうぬしの事、下略。

卷之八（君津郡袖ヶ浦町三箇）（四六四頁）

○三ヶ村と云處の秋社に大なる草偶人を造、華表柱の左右に建、古艾人の道俗と見へたり。●歳時に五月五日艾人艾虎を作る事見ゆ。

卷之一四（長狭郡）（五四二頁）

○房州の春秋社に海藻を神籬にかく、叢祠といふとも然り、按に延喜式神料に海藻を載、左氏に蘋蘩藻菜是也。

三、南総珍（渡辺寛）

第一編 八二、社日祭（八四二～三頁）

立春、立秋何れも第五の戊の日を社日と云、土を祭る日、土は萬物を生し人を養ふ、人の安居、五行の中か、土の徳莫大也、農人の春社に種を蒔、秋社に苅收む、近頃都会の祭り見来、渋塗の神輿を憐へ、茶靡漬（トビロク）の一夜酒出合、毎秋日を定め神輿をいさむる祠に、大勢して、をさき、みさきと云は、清少納言か枕の草子に、殿上人のはみじければ、をふさき、こさきと聞きつけて云々、先駆隨身、警蹕の声也、今頃は人より奢り、渋塗の神輿、江戸紫の櫻掛、御幣つきも馬に騎り、上総木綿の尻切も、京染の打貫浴衣、常の遺恨を濁り酒に云せ、神輿を以喧嘩道具、穴賢恐可。

（頭注）神輿の蕨手に燕を飾るあり乙鳥は春社來り秋社に去社日祭の印也

第二編 三七、社日（八八四頁）

立春立秋、何れも第五戌の日を社日と云、土を祭る、土は萬物を生し、人を養ふ、人の安居は五行の中に、土の徳大也、

百姓は春社に種を蒔、秋社に刈收、百姓の祭るは、社日講外なし、其外庚申祭杯、皆付り道家の法也、中昔より秋社の日を定め、渋塗神輿恵へ、蕨手に燕鳥を飾るは、社日を知る鳥、上總木綿の白襦袢腹を鼓し、頭を叩き醉飽し、雀躍し樂む、近頃は人より奢り、渋塗か漆となり江戸紫の縮緬襷、吉田に願ひ、正一位御幣かつぎも馬に騎、揃の浴衣、茶蘿鹿に向ふ鉢巻腕立するを祭と心得、神輿を以喧嘩道具、追付神の罰を蒙る、穴賢々々。

(頭注) 燕は社日に來り秋社に去此鳥を薬食せし人江を渡る用心ずべし蚊龍は燕を好

四、祈願文（一八五二年）、『佐倉藩政史要』所載

佐倉領

御城付領分百姓

総代

当子十三歳男

佐倉領分百姓一同總代之者奏上奉る歎願の事

一、○○甚太夫賄賂を取り非道の政事領分百姓一同難儀の事

右神慮に叶い候はば、甚太夫事方取上げ候共、一命取り殺し候とも、両様の内神慮に任かせ仕るべき旨 願奉り候事

嘉永五年子八月五日

宗吾神靈

口ノ宮大神明



梅 原 達 治

又一通之書、宝珠院様御取次

堀田備中守領分
百姓一同

当子十三歳男

奉上歎願の事

年 寄 役 何 某

郡 奉 行 何 某

代 官 役 何 某
郡方取締 何 某

右四人の者共、賄賂を取り諸向非分の取はからい等致し、領分一同難儀の事、よつてここに、前書名前の者ども役儀取上げ候願い、又は一命殺し候とも両様のうち、神罪、明罪ひとえに歎願奉り候事

奏上奉る

宗吾神靈

口ノ宮大明神

五、民権操志

下 勝 田 村 重 右 衛 門

(印旛郡、後一一八頁)

山客枯瘦して四顧寂莫秋風淒其として落木蕭然たり嚴霜野に降りて草色凋み鳴泉石に激して水声悲む此凄愴慘憺たるの日居士偶々公津村に遊び又道を転じて下勝田村に至り其古跡を訪ふ同村鎮守の境内一小祠あり世直神社と称す就て里人に問

へば里人潛然として涙を拭ひつゝ云て曰く承応の昔堀田増侯^(マヤ)租加税の時に際し木内氏藩政の暴虐を憤り生命を抛ちて衆群中より蹶起し領民を塗炭の中に救はんと期するや重右衛門等同心協行して生死を共にし人民惣代として江戸に至りて領主に久世侯に歎訴し百種の艱苦を嘗め一片の正義に凝りて志操を励まし事遂に成ると雖身は十里四方追放の申渡を受け異郷に流浪するに至り已にして木内氏父子磔刑の惨況を伝へ聞き天を仰て流涕し自ら髪を切て之を書信に封じ人に托して当村鎮守の社に納めしめて他の四人と同じく高野山に登り後諸国を歴遊して終に他郷不葬の鬼となりしを当時の村民其の偉徳を追費して一小祠を建立し前に鎮守の社に納めし髪を其の内陣に移して是を其の人に代へ毎歳八月四日を以て窃かに其の祭祀をなせり然れども当時の領主を憚りて五穀豊穰國家安全に事を寄せ名を世直と称せるなり云々と語り終りて暗涙潜々として衣袖に注ぎければ居士も亦共に双袂の湿るを知らざりき噫此世直神と称するはこの五氏の一人にして名を重右衛門と云ふ此人乃是なり法諡を平等厚礼居士と称す其家世々下総国印旛郡下勝田村に住し先代より氏に至るまで此土の里正たりしとなり村民能く其の義を忘れず毎歳赤飯神酒を供して之を祭る君夫れ地下に瞑すべし居士常に五氏の事蹟湮滅するを憂ひ探究撈索するに當り人の世直神を伝ふるも未だ此の古老の語りし如く詳確なるものあらず今之を記して本伝に代ふ

文 献

- 阿南市婦人ボランティア活動文化財愛護コース（編）、一九八一、1 一九八四、「北海道の地神塔の儀軌」、『札大教養紀要』二
 『地神さんの調査』その二、同市教委。
 五。
- 印旛郡役所（千葉県）（編）、一九一三、『千葉県印旛郡誌』。
 2 一九八五、「北海道の地神塔の儀軌補遺」、『札大教養紀要』
 植木直一郎、一九七〇（一〇版）、『義人宗吾伝』、宗吾靈堂（千葉
 県成田市）。
 七。
- 3 一九八五、「埼玉県児玉町内の社日塔」、『札大教養紀要』二
 梅原達治

- 大野政治（編）、一九八一（二刷）、『地蔵堂通夜物語』、斎書房。
- 小笠原長和、川村優、一九七一、『千葉県の歴史』、山川出版社。
- 角川日本地名大辞典編纂委員会、一九八四、『千葉県』、角川書店。
- 川口謙二、一九八四、「関東地方の民俗信仰」、谷川健一（編）、『日本の神々 関東』、白水社。
- 児玉幸多、一九七七（九版）、『佐倉惣五郎』、吉川弘文館。
- 児玉幸多、伊藤好一、一九七八、『関東の風土と歴史』、山川出版社。
- 君津郡教育会（千葉県）（編）、一九七二（影印）、『千葉県君津郡誌』下、斎書房。
- 佐倉市史編さん委員会（編）、一九八三、『古今佐倉真佐子』、佐倉市。
- 佐々木潤之介、一九七九、『世直し』、岩波書店。
- 佐野和史、一九七九、「五社神社」、白井永二、土岐昌訓、（編）、『神社辞典』、東京堂出版。
- 嶋田 孝
- 1 一九七六、「雷神社御由緒」、『海上町史研究』二、（千葉県海上郡）。
 - 2 一九七八、「田の神祭りの考察」、『海上町史研究』、（同）。
- 高崎繁雄
- 1 一九七五、「千葉県の歳時習俗」、池田秀夫、他『関東の歳時習俗』、明玄書房。
 - 2 一九八二、「社日参り」、千葉日報社（編）、『千葉大百科事典』、同社。
- 高橋 在久（編著）、一九七八『生きている民俗探訪 千葉』、第一法規。
- 高橋在久、平野 馨、一九七四、『日本の民俗 千葉』、第一法規。
- 田畠治三郎、一九八五、「小動神社の第六天石像」、『日本の石仏』三六。
- 千葉郡教育会（千葉県）（編）、一九七二（影印）、『千葉県千葉郡誌』、斎書房。
- 千葉県、一九一九、『千葉県誌』、多田屋書店。
- 千葉県民俗文化財分布調査団（編）、一九八三、『千葉県民俗地図』同県教育委員会、同県立上総博物館。
- 長田午狂（彦次郎）、一九六七、『実説佐倉宗吾伝』、宗吾靈堂（千葉県成田市）。
- 中村国香、一九一四、「房総志料」、房総叢書刊行会（編）、『房総叢書』二、同刊行会。（一部『改訂房総叢書』第三輯にしたがつた）、同刊行会編・発行、一九五九。
- 服部重藏、一九八一、「東総の作神祭」、『日本の石仏』一八。
- 光町史編さん委員会（編）、一九八三、『光町史 現代編』、光町（千葉県匝瑳郡）。
- 平野榮次、一九八四（再版）、「民間信仰と塔」、庚申懇話会（石川博司、他）『石仏調査ハンドブック』、雄山閣。
- 松田 章、一九八四、「二宮神社」、谷川健一（編）、『日本の神々 関東』、白水社。

千葉県印旛地方の社日信仰

本埜村役場（千葉県印旛郡）（編）、一九一六、『千葉県本埜村誌』、
同役場。
八街町文化財審議会委員（編）、一九八一、『八街町の散歩みち』、

渡辺 寛、一九一四、「南總珍」、房總叢書刊行会（編）、『房總叢書』二、同刊行会。

正誤表

号	二五	二七
頁	七九	一一一 一一一 七六三
行	一七	一一一 一一一 五上
誤	羽ノ浦町内 羽ノ浦町 早雲宝 大反則弘氏 一 一 は	写真七 五 上 一 一 は
正	那賀川町大字四原 羽ノ浦町と隣接する那賀川 町にみられる 早雲古宝 大友則弘氏 一 一 は	

Markers of Earth Deities in Imba District, Chiba Prefecture

UMEHARA Tatuzi

Abstract. The author proposes one model of the diffusion system of folk culture elements in his previous paper. Most peasant societies of Japan have their Earth Deity cult in various forms for their good crops. Among them, some creeds are associated with installations of peculiar pentagonal pillars. This doctrine was designed by ŌE Kyo-kushitsu and published about 1781 in the book entitled “*Shanichi Shōgi*”. Perhaps, people set up the markers according to this doctrine and performed the rites at semi-annual holiday called *shanichi*. So the author names this kind of markers “*Shōgi-type*”.

It is possible that his doctrine was shared and handed down by scholars all parts of Japan regardless of the geographical settings. Thus, this sort of the markers appears not merely sporadically, but in group patterns in several districts. It may be ascribed to the influences exerted by local authorities in each district. Tokushima Prefecture including Awaji Island (now, a part of Hyōgo Prefecture) is the most salient example of this diffusion type. There, the feudal lord promulgated the decree to enshrine an Earth Deities in each village in 1790. Now, the author presents another case possibly applicable to this model. A number of markers scatter within the area where was in domain of Sakura Clan around 1800 and “*Imba Gun Shi*” (The History of Imba County) says that the shrine *i. e.* stone marker, was founded by the order of the clan lord, repeatedly. Though the mechanism of the diffusion and installation of the markers are same in both areas, the difference in distribution pattern is found between them. It is caused from the characteristic disposal of feudal lords in Tokugawa hegemony. Additionally, considerations refer to the relation between the Hotta Family, the Lord of Sakura Clan and Sōgo, the martyr of the agrarian movement in Sakura Clan in 1640.

Errata (J. Fac. Educ. Sapporo Univ.)

no.	p.	l.	wrong	right
27	120	1	Honring	Honoring